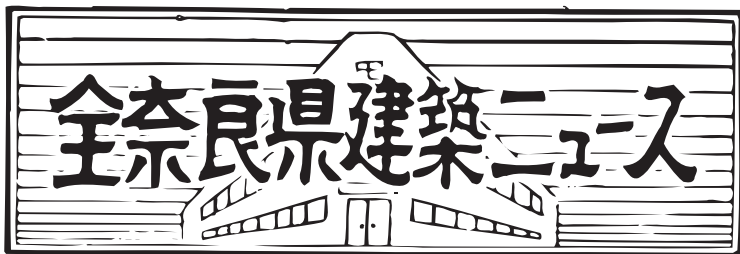


10月15日(水)から21日(火)

違反建築防止週間が始まります
中間・完了検査を受けましょう!



発行所
奈良県建築労働協同組合
橿原市小綱町9番8号
電話 (0744) 22-5115 (代)
FAX 22-9111
発行人 本部執行委員会
<http://www.narakenchiku.com>
access-mail@narakenchiku.com

**秋の組織拡大強化月間
(9月～10月)**

**仲間のつながり活かす
工夫を凝らしできることを**

拡大目標105名達成に向けて拡大運動に奮闘中です
令和6年11月から令和7年9月までの新規加入者は74名!

誰か紹介して下さいはNG!

困りごとを引き出す対話のために訪問行動を

- ①だれか紹介してください!と訪問すれば、大抵は引かれます。
- ②組合で〇〇業務をやっています!と訪問しても、
本人に興味が無ければ「組合業務の押し売り」になります

※そうではなくて、何か困ってることは無いですか?と、

困りごとを聞き出す事をメインにお話しする事が大切だと言うことです。
その対話のキッカケになる話題はその時々で様々。
現場の人手不足や労災や材料調達、健康保険など、多かれ少なかれ困っています。
そのついでに困っている仲間がいたら、「組合がある事を伝えてほしい」と願います。
この継続が組合の信頼を高める事に繋がり、仲間が組合を紹介してくれることに繋がります。
最初から、誰か紹介してはNG。

9月末の組織数は2132人で、令和2年12月以降2500名を割っています。9月は新規加入者は10名でありました。昨年9月時の2242名との比較では110名の減少となりました。
新規加入者数については昨年11月から9月20日時点において74人となっています。
組合加入動機で一番多いのが仲間や親方の紹介です。加入目的では中建国保と労災保険で約64%となつています。一人ひとりの仲間が、自分の働く現場で組合宣伝をお願いいたします。
各支部では現場訪問や組合員宅訪問はじめホームセンターでの宣伝など様々な拡大運動を展開しています。組合員皆さん一人ひとりが団結し力を合わせていくことで、より大きな力となり、その大きな力は拡大目標達成に向けて結果が得られると思います。
「絆」は「力」です。



健診を受けられる組合員皆さん

生活習慣病予防の徹底を図るために、中建国保の集団健診を奈良県健康づくりセンターで、9月8日から13日までの6日間にわたり実施しました。受診者は1148人となりました。
中建国保の保健事業の中心である特定健診をはじめとした健診事業は、集団健診を主軸として健診受診率の目標値を定めて取り組み強化を図っています。
前年度の奈良建築支部の健診受診状況(R

**中建国保の
健診受診者数は1148名**

7年4月末)は、特定健診が1067人で受診率は64.2%、一般健診は182人で受診率は37.5%で全体の受診者は1249人となり、中建国保の全32支部の平均受診率58%を上回りました。
若いうちから健診を受診することは、早期に高血圧や高血糖など体の変化に気づき、悪化する前に日々の生活を振り返り改善することが出来るため、生活習慣病予防に繋がります。中建国保ではすべての組合員と中建国保に加入している20歳以上の家族に健診費用の補助を行っています。出張所が行う集団健診に限らず、事業所や個人で受けた健診結果をも健診費用の補助が受けられます。

また、節目年齢を迎える方には人間ドック補助も実施しています。基本健診(特定健診)・胸部レントゲン撮影・がん検診の結果を含む健診が対象となり、年度内につき1回、掛かった費用に応じて、健診か人間ドックのどちらか一方の補助額を支給しています。

健康な方が増えるほど医療費は削減できるため、一人でも多くの方に健診を受けて頂くよう今後も受診勧奨に努めていきます。中建国保では今後も、被保険者が健診受診の機会を失うことがないよう健康診査事業を進めていきます。

(中建担当書記 伊藤記)

北葛支部
組織拡大行動

一人でも多くの
仲間へ声かけ

9月12日(金曜日)

に支部参役で組織拡大強化運動週間に合わせて組織拡大パトロールを行いました。今回は支部事務所のそばに組合員さんが工事に入るハウスメーカーの現場があり訪問させて頂きました。

現場には50歳前後の大工さんがおられ、ポスター・テッシュ・パンフレットなどをお渡



現場訪問をして中建や労災を説明する役員さん

ますとのことでした。その後、役員さん宅や事務所・工場等を中心に宣伝しながら、現場の安全第一と共に未加入者への声掛け・紹介・ポス

しさせて頂いたところ、「中建国保に興味があるんです。」と言われ、組合のメリットを説明してゆつくりとパンフレットを見てもらって、後日、連絡させて頂き

吉野支部
組織拡大&防災パトロール

吉野支部では組織拡大防災パトロールを9月13日(土)に、防災委員の石谷委員と伊藤委員、防災担当玉井副支部長の3名で実施していただきました。

組合本部のビブスを装着し、吉野地域内の組織拡大啓発と当組合員が施工されている大規模改修の現場パトロールを行っていただき現場施工状況や安全管理に不備がないか点検しました。

山間部で傾斜地の多い吉野地域特有の現場でしたが、うまく工夫され安全に作業しやすく施工されているなど感じました。吉野支部

きた組織を存続するためにも、こういうパトロールを続けていきたいと思っています。組合内で労災事故が無くなるように安心・安全な職場づくりを宜しく願っています。(支部長 南達人記)



大規模改修現場をパトロール

コーナンPRO西大和店で
第6弾の組合宣伝

真夏の暑さが残る9月12日(金)の朝7時半から9時までコーナンプロ西大和店において、6弾目の朝宣伝行動を斑鳩支部より吉川支部長さん、田中さん、清水さん、北葛支部より松井支部長さん、大内さん、元神さんの協力を頂きました。本部

が参加しました。現場で使用する資材を購入するために来店された建築職人の方、

職人風の方たちにも声を掛けて約30人の方に組合パンフやティッシュを手渡しました。

レジ支払いを終えて帰る方々に、「建築組合です。労災や健康保険を取り扱っていますので、ぜひ組合加入を。」とお願いしていました。

建築組合を知ってもらう上では小さなきっかけかも知れませんが、行動を積み重ねていくことで今後の大きな成果に繋がると信じています。配布した宣伝物を現場等で使用してもらうことによって組合の名が広まれば良いなとも思います。

一人一人の力は弱くても、その力を集めて組合が大きくなることで、国や地方自治体は要求に耳を傾けます。建築労働者・職人の結集を大きくすることで諸要求を実現し、仕事と暮らしを守ってきた歴史があります。「数は力」です。(本部書記 村田記)



来店した建築職人さんに声掛けをして説明



斑鳩と北葛支部の役員さんが連帯協力

組合顧問弁護士へご相談下さい

- ◎工事中・後の施主との 工事代金不払い
- ◎手形や小切手の取引の問題
- ◎債権回収の相談
- ◎竣工後の施工面のクレーム
- ◎従業員の賃金や雇用等に関する問題
- ◎元請や業者間との賃金不払い

上記のような問題等を抱えておられたら、一人で悩まずにご相談下さい。

組合では顧問弁護士と契約を結んでいます。

最初の30分間は無料です。

- ・まずは組合本部へご連絡下さい。
- ・直接、ご連絡頂く場合は建築組合員ですと申し添え下さい。

奈良総合法律事務所 0744-23-8611

一括有期労災(建築・建設業)の適用範囲のご注意

雨天等で現場に出られない日、
労働者が作業場等を片付け中にケガ

■雨天や工事受注がない日に、自社の作業場や倉庫の片付けをしていて、労働者がケガした場合には、一括有期労災は適用となりません。

下請けが多い事業所の皆さんへ

■通勤災害及び材料等の積込み中のケガ、ならびに片付け中のケガは、その当日の元請事業所に言わなければなりません。

※上記のようなケースを心配される場合には、一括有期 労災とは別に、事務所用の労災番号を取り、加入すれば適用することができます。詳細については労災係までご相談下さい。

国交省通達 簡易な屋根・外壁の改修は確認申請不要

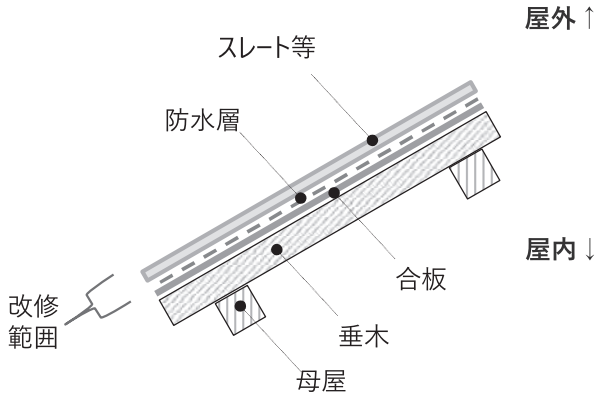
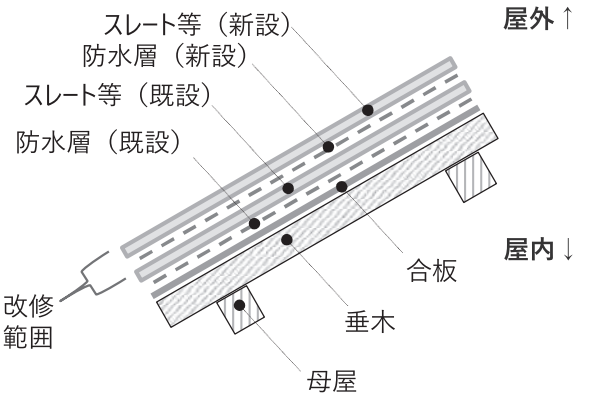
国交省住宅局は、2月8日「屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて」を発出しました。（下図参照）
この中で、屋根ふき材のみの改修やカバー工法による改修、外壁の外装材のみの改修、外壁の内側からの断熱改修などは、大規模な修繕や模様替えに当たらず、確認申請は不要と明記しました。

一方、外装材の改修時に外壁全体を改修する場合は確認申請が必要としています。
こうした判断基準が示されたことは重要ですが、カバー工法による重量増に対する構造の安全性や防災規制等の適合性など課題も山積みです。完了検査を受けていない建物をリノベする際の手続きの合理化、遡及適用の考え方の整理などたくさんあります。
全建総連では、関係団体とも連携して国交省住宅局と定期的に意見交換して、リフォーム市場の混乱と停滞を防止するための対策を全力で求めています。

1. 屋根の改修

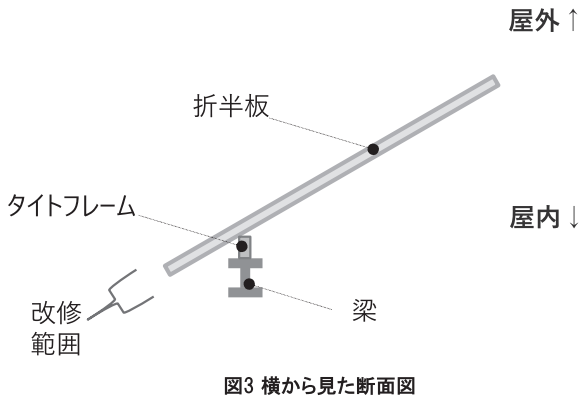
- 屋根ふき材のみの改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。
- また、既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるようないわゆるカバー工法による改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない屋根の改修の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 屋根ふき材のみの改修	② カバー工法による改修
 図1 横から見た断面図	 図2 横から見た断面図

< 注 意 >

屋根ふき材の改修を行うことで屋根を構成する全ての材を改修することになる場合、その改修部分の見付面積が過半数であれば、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する。



組織拡大行動に取り組んでいます! ~組合未加入の方を 紹介してください~

「声を大きく、団結を大きく」して仕事とくらしを守ろう!
私たちの切実な要求の実現には「数の力」(組合力)がカギをにぎります。

「きびしい今こそ仲間の支えあい」~多くの仲間の協力が必要です!
仲間の皆さんの「日常のつながり」を活かして未加入者をご紹介ください。

組合が大きくなれば、魅力・メリットも充実・発展へ!
建設国保や共済などの事業は仲間が増えれば充実・発展につながります。



建築物の解体・改修の

石綿事前調査結果の
電子報告が始まっています。

令和4年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労基署・自治体に報告する制度です。

建築物の解体・改修工事に伴うアスベスト（石綿）飛散防止対策の強化のため、石綿障害予防規則や大気汚染防止法などの関係法令が改正されています。

R3年4月から義務化されている主な事項は、事前調査の方法の明確化（設計図書等と目視で確認）、事前調査結果の保存（3年間）と現場への備え付け、作業実施状況の写真等による記録・保存（3年間）、石綿含有成形板等の除去に対する規制（切断等の原則禁止など）、吹付石綿・石綿含有保温材等の除去に対する規制（資格者による取り残しの確認）などになります。

令和4年4月1日以降は、解体工事部分の床面積合計が80㎡以上の解体工事、請負金額が100万円以上の改修工事については、石綿の有無に関らず、施工業者が作業開始前に現場管轄の労働基準監督署並びに都道府県へ届出ることが義務化されています。

※奈良県の窓口は県景観・環境総合センター／桜井市栗殿（※奈良市は除く）

また、令和5年10月施行では「事前調査の有資格者（一般建築物石綿含有建材調査者）による実施」などが義務化されます。

◆罰則として、石綿障害予防規則による違反は6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金、大気汚染防止法違反では①除去等の方法違反の場合、3ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金、②事前調査の未報告・虚偽の報告の場合は30万円以下の罰金となります

詳しくは、厚生労働省、環境省のホームページ等でご確認ください。

2022年（令和4年）4月より ※石綿の有無に関らず
事前調査結果等の届出が義務化

パソコン・スマートフォン等による電子報告にて行います。
（下記参照）
電子申請の場合は、労働基準監督署・自治体に出向くことなく、一度の操作で行えます。やむを得ない事情がある場合は、書面で提出も可能です。書面で提出する場合は、現場管轄の労基署と都道府県へ届出が必要です。

石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

※システムの利用には認証システム「GビズID」を取得していただく必要があります。

- ①解体工事部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- ③請負金額が100万円以上の特定の工作物の解体・改修工事

※②建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって、既存の躯体の一部の除去・切断・破砕等を伴うものを含みます。

2023年（令和5年）10月より
事前調査を行う者の要件が新設

建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者（以下の資格）に行わせることが義務化

- ①一般建築物石綿含有建材調査者
- ②特定建築物石綿含有建材調査者
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者
- ※③は一戸建て住宅・共同住宅の内部に限定

建築物石綿含有建材調査者講習
（一般）開催のご案内

主催：（公社）奈良県労働基準協会

日時 11月10日(月)～11日(火)／9時30分～17時

場所 奈良新聞社 ／定員40名

受講料 46,530円

受講資格 「石綿作業主任者技能講習の修了」や「学歴に応じた建築の実務経験」や「建築に関して11年以上の実務経験を有する」など受講資格が必要。

申込先 申込書と受講料の提出先は「奈良県労働基準協会」まで。

※受講申込書は組合本部にもありますのでご連絡頂ければFAXさせていただきます。

組合では石綿による業務上疾病に
あわれた方の手続き支援を行っています

国の労災保険は仕事の原因となって生じた負傷、疾病、障害、死亡（業務災害）を被った労働者やそのご遺族に対して保険給付がなされる制度です。

石綿による健康被害に関しては、労働者が業務上石綿に晒された事による石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚があります。これらの疾病で療養や休業、あるいは不幸にして亡くなられた場合には、労災保険の対象となります。

労災保険給付を受けるためには、その病気が業務上の原因で発病したものであると労働基準監督署長から認定を受ける必要があるために、組合は過去の業務歴の確認や労災加入状況・提出書類の作成等を監督署と連絡を取りながら進めています。

申請の窓口は労働基準監督署です。

他方、労災補償の対象とならない方に対しては迅速な救済を図ることを目的として、石綿健康被害救済制度があります。対象は石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方です。

中皮腫・肺がん・著しい呼吸機能障害を伴う、石綿肺・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚を発症し下記に該当される場合です。

1. 現在療養されている方
2. 法律の施行日及び改正政令施行日（中皮腫・肺がんの場合は平成18年3月27日。著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の場合は平成22年7月1日）前にこれらの疾病に起因して死亡された方のご遺族。
3. 法律の施行日及び改正政令施行日（上記）の施行後に認定の申請をしないでこれらの疾病に起因して死亡された方のご遺族。

※窓口は奈良県下の保健所です。

※別途、アスベスト給付金の申請手続きも行っています。組合労災係まで。

組合では春と秋に組織拡大強化月間を設けて、新規加入者105名を目標に各支部組織拡大運動に取り組んでいます。

現場や取引先や友人知人など、組合に未加入の建築関係の方がおられましたら、事業主・一人親方・職人を問わずご紹介をお願いいたします。

組合事業内容として中建国保、労災保険、税金申告、建設業許可などの相談を詳しくご説明させていただきます。



ご紹介いただける方がおられましたら、組合本部または所属支部までご連絡ください。

皆さんによる「未加入者の掘り出し」と「声かけ」が最大の力となります。

仲間や建築現場の紹介をお願いします

青年組合員のみなさん

青年部に入ろう！



苦労も喜びも共有する同世代の仲間です！
一人より二人です。

青年部は建築現場で働く概ね40歳以下の青年が加入しています。みんなで集まりワイワイと交流し、“楽しみつつ学ぶ”を合言葉に様々な取り組みをしています。

各支部青年部では幼稚園での奉仕活動・地域フェスタでの木工教室・家族レクリエーション（BBQ・潮干狩り）など精力的に活動しています。

奈良建築青協では仕事上の悩みや組合活動等について話し合ったり、建築知識を深めるための学習会、ゴルフやボーリング大会、家族会BBQ等で交流を深めています。

全国青協や関西青協では諸会議や交流集会等で交流を図り情報交流も行っています。

何よりも職人の手が足りない、工期に間に合わないなど、どうしようかと困ったときには、仲間同士の横のつながりを活かし助け合っています。

青年部に加入して、まずは一緒に楽しく活動してみませんか。

ようこそ
組合の仲間へ

令和7年9月新加入（敬称略）

支部	氏名	年齢	職種	紹介者
生駒	久保 友弘	49	遮熱施工、基礎工	瀧口 宏
生駒	吉田 徹	54	造園業	瀧口 宏
北葛	中村 吉人	54	板金工	大内 浩
北葛	平村 光裕	45	サッシ工	中島慎也（檀原）
桜井	堀口 直樹	40	防水工	福嶋 三泰
桜井	水野 輔	32	設備、配管工	福嶋 三泰
宇陀	新 裕行	32	大工	中西 宣弥
檀原	梅本 研一	49	とび	山下 圭也
檀原	籠本 亮	37	とび	山下 圭也
檀原	森 憲一	54	建設業（とび）	山下 圭也

心からご冥福をお祈りいたします

令和7年8月死亡

生駒支部	本間 勇氏	水道設備（72歳）
宇陀支部	岩田 敏郎氏	大工（78歳）

令和7年9月死亡

御所支部	米田 和芳氏	大工（67歳）
檀原支部	西本 章氏	大工（93歳）

＋ 今月の労災事故件数

（令和7年8月21日～

令和7年9月20日まで）

一人親方1件／一括有期3件

項目	一人親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	0	2	0	2
2. 転倒	0	1	0	1
3. 飛来・落下	0	0	0	0
4. 電動工具	0	0	0	0
5. 切れ・擦れ	1	0	0	1
6. 踏み抜き	0	0	0	0
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	0	0	0	0
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他（激突・感電等）	0	0	0	0
合計	1	3	0	4

情報コーナー

各種試験・技能講習のご案内
奈良県労働基準協会や建災防奈良県支部では各種技能講習会をおこなっています。

※（組本）は組合本部が会場

◎奈良県労働基準協会主催

問合せ先 074213612040

○玉掛け技能講習

学科 11月20日～21日（組本） 実技 11月25日
学科 12月18日～19日（組本） 実技 12月22日

○有機溶剤作業主任者技能講習

学科 11月13日～14日

○建築物石綿含有建材調査者講習

学科 11月10日～11日

○工作物石綿事前調査者講習

学科 11月27日～28日

○フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 12月16日

◎建設業労働災害防止協会主催

問合せ先 074212213345

○足場の組立て等作業主任者技能講習

学科 R8年1月14日～15日

○石綿作業主任者技能講習

学科 R8年1月27日～28日

○フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 11月5日

申込みは労働基準協会並びに建災防奈良県支部まで
お問合せ下さい。
基準協会や建災防ホームページでも確認できます。

組合員 2、132名 支部組織人員（令和7年9月20日現在）

奈良	122
生駒	171
山添	29
都祁	12
郡山	51
斑鳩	46
天理	156
東宇陀	16
田原本	69
北葛	286
桜井	127
香芝	100
宇陀	122
檀原	455
菟田野	41
東吉野	18
御所	81
吉野	50
中吉野	56
五條	92
川上	9
西吉野	6
天川	2
十津川	12
下北山	3
合計	2,132

『先月より6名減』

国保予算概算要求

総額2677億円を要求 前年度予算比61億円増に！

自民党議連総会 保険局長「国保補助は確保に努める」

建設国保の育成・強化をはじめとした予算確保に向けて概算要求に盛り込んで貰うための最後の大衆行動として、8月末に各省庁から財務省へ提出される概算要求に向けて、全建総連から各政党への要請行動を進めています。

21日には自民党（議連総会）、立憲民主党、公明党とも意見交換を行い、建設業の現状認識の共有を図るとともに、予算確保に向けて理解を求めました。

20日に自民党本部で、建設技能者を支援する議員連盟総会が開催され、国会議員21人、全建総連からは66人が出席しました。また、関係省庁からは担当局長等が同席参加。

平沢勝栄議連会長は、「皆さん方のご要望に応じることができるよう頑張りたい。今日は各省庁からも皆、力のある人ばかりなのでぜひ皆さん方からも聞いて下さい」と述べました。

厚労省の担当局長は「国保組合の国庫補助はしっかりと確保に努めたい」国交省担当局長からは「熱中症につ

8月末日に厚労省が財務省に提出する2026年度（令和8年）度概算要求の国保組合予算は、総額で2677億円と2025年度予算比で61億円増となりました。概算要求に向けて、この間ご奮

年度の予算編成までは予断を許さない状況が続きます

闘・ご協力頂いた各県連組合の役員・組合員とその家族の皆様感謝申し上げます。

年末の予算確保に向けてハガキ要請行動をはじめとした大衆運動の発展および国民医療の拡充を基本に、引き続き運動の強化を図っていきます。一連の課題克服のため、大衆運動の強化や中央段階での働きかけを強化し、「建設国保3つの危機」打開をめざします。

国保組合関係以外でも、厚労省は安全対策に関する予算として墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における防災防止対

策及び一人親方等の安全衛生対策の推進を図る予算など、6億4379万円となっています。

国交省は担い手確保等を通じた持続可能な建設業の実現に向け、「労務費の基準」の実効性確保等を通じた処遇改善や地域の建設業の災害対応力の強化を図るために6億6千万円を計上しています。

また、外国人の円滑かつ適正な受入れでは1億5千万円を計上し、担い手確保を図ると共に地域共生を図りつつ、外国人の採用・定着、キャリアアップ促進支



全建総連代表の挨拶をする鈴木委員長



仲間が送ったハガキを読む厚労省職員



3住まいの相談に対応する相談員の皆さん

檀原ニュータウンで住まいの無料相談

3年前の相談者も再度相談に訪れる

9月7日（日）に檀原ニュータウンの白檀町自治会館において住まいの無料相談を開催しました。支部役員10名が相談員として対応しました。

相談窓口には「大工・左官・塗装・板金・クロスなど」熟練した専門職が対応していることを新聞折込みチラシ、1000枚配布したり、連合自治会ニュースにも掲載していただき広く周知啓発することができました。

住宅省エネや耐震診断改修補助金等の説明をして頂きました。檀原市と連携し相談活動をしていることで住民の方も安心して相談が出来るのだと思います。

白檀ニュータウン築45年以上が経過し、老朽化や耐震性の懸念、住民の高齢化も加速しています。自治会からも「相談先がない」「安心できる職人さんや施工者が何処にいるかわからない」など困っている住民は多くいると聞きます。また、悪質な点検商法から住民を守る運動の一つとして「点検商法にご注意ください」というポスターも自治会館に掲示して頂いており、当日は6名の相談者があ

り外壁塗装や建具不具合、雨漏り、ブロック塀の補修等についての相談で、その場で現場を確認し、後日、見積り提出等になりました。相談者からは「即、住まいの悪いところを見つけてくれるので助かります」と言ってもらいました。

そして3年前にも床工事をさせて頂いた方から相談があり、今回も床や雨樋の漏れについて相談があり対応させて頂きました。10時から15時までの短時間ではありましたが、建築組合にはその道のプロがいてること。住まいの困りごとがあれば身近な職人へと呼び掛けることが出来ました。こうした運動を継続すること地域住民の目にも留まり、組合員の「仕事おこし」に繋がればと考えます。

（檀原支部浅岡支部長記）

機関紙がホームページでもご覧になれます

詳しくはこちら↓



休憩時間のコーヒーと共に、現場や事務所でも全奈良県建築ニュースを読んでみませんか。（組合からのお知らせ欄で閲覧）

